

運動部活動の在り方に関する方針

奈良県立青翔中学校

【奈良県立青翔中学校 運動部活動の在り方に関する方針の策定】

奈良県では、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本県生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、運動部活動が、よりいっそう有意義な活動となるための指針として、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし、「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」を策定した。

これを踏まえ、本校における「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。

【運動部活動の意義】

- 運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに関心をもつ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦するなかで、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- 運動部活動は、生徒が体育の授業で体験し、興味・関心をもった運動を更に深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を体育の授業で生かし、他の生徒にも広めていくこともできるものである。
- 運動部活動は、自主的に自分の好きな運動に参加することにより、体育の授業に加えて、スポーツに生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教員（顧問）と密接に触れ合う場として大きな意義を有するものである。

【適切な運営のための体制整備】

- 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部に係る活動方針」を策定する。運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、自校の活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

【指導・運営に係る体制の構築】

- 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に

運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

※現時点での運動部活動は、弓道部・ホッケー部・日本拳法部の3つとする。

※ただし、運動同好会として、陸上競技・野球（軟式）・バドミントン・卓球の4つを設置し、その活動は、基本的に学校内での練習のみとする。

- 生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

【適切な練習時間・休養日等の設定】

- 練習時間
 - ・平日は2時間程度。
 - ・土日、休日、長期休業日は3時間程度。
- 休養日
 - ・学期中は、原則、週当たり2日以上休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会等に参加した場合は、他の日に振り替える。)
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【安全管理・体罰等の根絶】

- ・活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。
- ・定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等についての指導を徹底し、安全に活動できるようにする。
- ・高温下での活動や急激な天候変化については、熱中症などの事故防止に努める。
＜参考＞「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために
(奈良県教育委員会 平成29年3月)」
- ・「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」
という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。
＜参考＞「信頼される教職員であり続けるために (奈良県教育委員会 平成26年3月)」